

国内外の社会的変化への対応を



副会長 秋田 徹 (38期)

主な担当業務
広報室、広報、法教育、弁護士研修センター、国際、会務活動、税務、法制、OA刷新、犯罪被害者、住宅紛争など

7ヶ月目の感想

東弁副会長に就任してから、既に7ヶ月を過ぎ、東弁大運動会も、本誌LIBRAが出る頃には終わっているでしょう。私は、4月の就任から今日まで、会長をはじめとする他の理事者、あるいは職員の方々に言いしれぬご協力を戴きつつ、毎日を過ごしております。

私の担当分野は、弁護士研修センター関係、LIBRA・ホームページ・市民交流会、記者懇談会を含む広報関係、法教育関係、OA刷新関係等です。これらの案件を、多くの会員の委員会活動等あるいは職員の支援を受けながら、日々処理しているところです。

会規、規則の整備に向けて

現在、法律の改正、新法の制定を含む多様な社会的変容や進展により、弁護士会内の諸活動に変化、進展があります。これが端的に表れるのが、弁護士会の会規や規則の制定、改正です。私の担当している案件にも次のようなかわりがありますが、いずれの会規、規則の制定、改正も、会員の総意に基づき定められるものであることは言うまでもありません。会員の皆様のご支援をお願いします。

① 会務活動の会規、規則の改正

東弁は、弁護士の社会的な責務としての公益活動を継続進展させることを目的に、各種の会務活動を義務化していますが、この会規等の現行法の不十分な部分を整備修正した改正を行いたいと思います。

② 国選被害者参加弁護士制度の実施

昨年、犯罪被害者が刑事手続に参加する制度が国会において法律として制定され、この犯罪被害者参加人を援助する国選の弁護士を指定する制度も創設されま

した。これに伴い、国選の候補者を弁護士会が推薦する制度を、会規、規則で定めたいと思います。

③ 住宅紛争審査会に関する規則改正

ADRの一つとして、東弁が住宅紛争処理機関として指定を受けていますが、この住宅紛争処理機関の取り扱う対象が法律により拡大されたことに伴い、その部分に関する規則の整備、改正を行いたいと思います。

④ 研修センター規則改正

現在の社会の多様化、法律実務の専門化、複雑化に対処しうる弁護士の養成のため、研修制度を充実する必要があります。そこで、より一層の事務局体制の強化整備のために規則の改正を行いました。現在その実施に向けて、準備を進めています。

ロンドン会議(世界大都市弁護士会会議)に参加して

ところで、内外の環境の変化が弁護士会や弁護士に影響を与えていることは、国内問題に止まりません。東弁が参加している、世界大都市弁護士会会議が10月1日から3日間、ロンドンで開かれました。私は、副会長として、国際委員会の正副委員長らとこの会議に参加しました。この会議においては、グローバルルールへの進展も話題になり、各弁護士会や弁護士がこの影響下にあることを痛感した次第です。日本においても、このグローバルルールへの要求が、民法改正の問題等の進展を促すのではないかとも思われます。

* * *

以上、雑多な報告となってしまいましたが、重ねて会員の皆様には、今後とも、弁護士会の活動にご支援とご協力を切にお願い申し上げます。